

ほっと すぺ〜す

No.142
2022・8



全国手をつなぐ事業所協議会ニュース

今号では

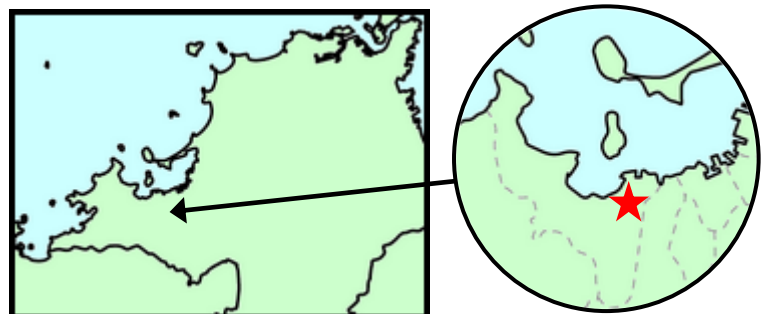
◆オンライン座談会「どうなの？ 特例交付金！ そして処遇改善！」
を開催しました（東京都）



【ひまわり園の皆さん】

全国の事業所から

（社福）福岡市手をつなぐ育成会
ひまわり園
≪福岡県 福岡市 西区≫



ほっとすぺ～す

No.142 2022年8月発行

今号の目次

3



2022年度（令和4年度）全国手をつなぐ事業所協議会
全国研修大会・新潟県大会について（続報）

4



地区協議会より

オンライン座談会「どうなの？ 特例交付金！そして
処遇改善！」を開催しました（東京都）

10



全国の事業所から

ひまわり園（福岡県 福岡市 西区）

14



編集後記

おいせ

10月からのベースアップ加算の届出について

今月号の4ページからの「地方協議会より」にも掲載をしていますが、10月からのベースアップ加算を取得するためには、都道府県への届出が必要となります。

都道府県によっては既に申請の締め切りとなったところもあるかと思いますが、締め切りまで猶予がある場合は、記事を参考にしていただき加算の請求漏れにならないように申請いただけたらと思います。



**全国事業所協議会より****2022年度（令和4年度）全国手をつなぐ事業所協議会
全国研修大会・新潟県大会について（続法）**

前号でも一部お知らせをしたとおり、2022年度（令和4年度）の全国手をつなぐ事業所協議会全国研修大会・新潟県大会を11月5日（土）に予定をしています。

今大会の大会テーマは「総合支援法の見直しと就労支援事業の多様化、農福連携の可能性」となります。

8月下旬にはご案内の予定で進めています。

◆開催日時：令和4年11月5日（土曜日）10：00～16：30

◆会場：ホテルセンチュリーイカヤ（新潟県上越市中央区1-2-7）

◆日程及び内容

時間	内容
9：30	受付開始
10：00	開会式
10：30	行政説明 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 就労支援専門官 大工 智彦 氏
11：30	中央情勢報告・全国事業所協議会報告
12：00	昼食休憩
13：00	基調講演 「食の安全・農福連携の推進」 講師：山田 正彦 氏（元農林水産大臣・弁護士）
14：10	休憩
14：20	シンポジウム 「総合支援法の見直しと就労支援事業の多様化」 コーディネーター：（一社）全国手をつなぐ育成会連合会 専務理事 田中 正博 氏 シンポジスト ・（社福）上越福社会 かなやの里ワークス【新潟県】 次長 望月 正 氏 ・（社福）さくらの園【東京都】 理事長 橋爪 亮乃 氏 ・（社福）ひかりの園 根洗作業所【静岡県】 〇〇 〇〇 〇〇 氏
16：15	大会総括
16：25	次期開催地挨拶
16：30	閉会

@ 地区協議会より

オンライン座談会「どうなの？ 特例交付金！ そして 処遇改善！」を開催しました（東京都）

昨年11月、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定されて、障害福祉事業の職員を対象として、収入を3%程度（月額9,000円程度）引き上げる措置が2月から実施されました。

この処遇改善特例交付金は、「賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提」としたものであり、多くの法人で申請に悩まれたことかと思えます。給与体系を見直す必要があったこと、かつそれにしては2月実施で急がされたことなどあり、対応が法人ごとに大きく開きがありました。これについて東京都育成会地域法人協議会では参加団体にアンケートを実施、また運営・経営部会で7月6日（参加9団体）と21日（参加4団体）の2度に渡ってオンラインで座談会を行い実情の把握を行いました。

その2回目の座談会について地域法人広報誌「ぷらっとほーむ」で報告したところですが、今回「ほっとすぺ～す」にも掲載させていただきます。

参加していただいたのは、東京都地域法人協議会、運営委員長の長尾さん（調布わかばの会）、運営・経営部会長の丹野さん（尚道手をつなぐ会）、南波さん（江戸川菜の花の会） 蜷川さん（清瀬のつぼみ）です。コーディネートは松崎がさせていただきました。

なかなか語りにくい法人運営の話にもなりますが、現状の問題点を掴めました。参考にさせていただけると幸いです。ご意見もお待ちしています。

（全国手をつなぐ事業所協議会 理事長 松崎 伸一）

1. 交付金、及び処遇改善の法人での手続きの現状

松崎： 皆さんこんにちは、今日はよろしくおねがいします。さて、職員の雇用・人事管理についてはどの法人でもご苦労されていることと思います。ここに来てこのコロナ禍ですから、相当に気を使ってきた3年なのではないでしょうか。そんな中での処遇改善特例交付金は突然に現れたような感じを受けました。福祉事業にかかわるエッセンシャルワーカーに手厚い補償がされることは願ってもない話です。しかし手放しで喜べない状況にあることも私たちは実感しています。

もともとの処遇改善事業も含め、今日は普段からの思いを吹き出していただきたいと思います。できればもっと多くの法人に参加をお願いしたかったところですが、座談会としてまとめるため代表して4法人とさせていただきました。では処遇改善事業含めどんな現状かお聞きしていきます。まず地域法人の中では比較的規模の大きい、江戸川菜の花の会の南波さんからお願いします。



南波： 菜の花の会では、処遇改善関係の補助金は最初から手続きしています。

ただし高いキャリアパス要件は満たせず、「加算Ⅲ」です。できれば「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」にしたいと考えています。これからはそれらを改善していく取り組みが必要と思っています。年2回の賞与時に、対象職種にかかわらず、全職員に法人から持ち出しで支給しています。

特例交付金については毎月の支給です。対象は計150人弱です。請求業務は法人本部にて行っています。

蛭川： 清瀬のつぼみでは処遇改善加算は「加算Ⅲ」、特定加算は「加算Ⅰ」で手続きをしています。対象職員6人で全職員です。処遇改善は年3回の一時金、今回の特例交付金は毎月支給しています。



長尾： わかばの会では、特例交付金の申請は有期限との情報があったため、申請はしませんでした。処遇改善は「加算Ⅲ」のみ申請しており、年度末に一括支給という方法で支給しています。対象は40数人ですが法人持ち出しで、すべての職員に支給しています。



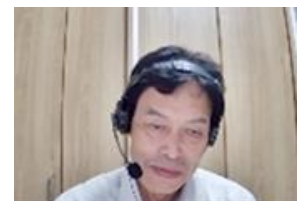
丹野： 皆さんと違って、尚道手をつなぐ会では交付金及び処遇改善、共に申請していません。処遇改善については給与体系の整理が必要です。また煩雑な手続きをこなすための体制が取れないのが大きな原因です。小さな法人なのでマンパワーが不足しています。



2. 今回の金額設定の根拠

松崎： 4法人からそれぞれの実情をお聞きしました。かなりの違いがありますね。法人規模の大小だけではないようです。では今回の特例交付金の金額設定の根拠などをお話しいただきたいと思います。申請をしている2法人からお願いします。

南波： 菜の花の会では「補助額の3分の2以上は福祉・介護職員等のベースアップ等の引上げに使用すること」とあるので、常勤については想定額9,000円の3分の2である6,000円のベースアップをすることとしました。非常勤職員については、想定額9,000円を時給とした場合（9,000円÷21日÷8時間）54円となるため、現在の時給単価1,100円に50円を加算し、1,150円としました。10月以降についても同様の補助は続けられるという感触だったため、心配はせず実施しました。



蛭川： 今回は支給額が毎月の請求額の1.3%（就労継続支援B型）ということでしたので、前年度の毎月の収入を元に計算をして、フルタイム勤務に対して月6,000円、それ以外に対しては勤務時間に応じて、という設定をしています。

松崎： この金額設定や申請要件等は厚労省から資料が出ているので、皆さんには詳しいことは資料を読んでいただきたいと思いますが、交付金の対象となる要件については以下に確認しておきたいと思います。

★交付金の対象要件

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること
◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。
- (2) 原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること。ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。
◆(3)の要件にかかわらず、令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も認めます。
◆令和4年2・3月分から賃金改善を実施した旨を記載した用紙を都道府県に提出してください。
◆令和4年2・3月分として見込まれる交付金額のすべてを、令和4年2・3月分の賃金改善に充てる必要はありません(Q3をご参照ください)。
- (3) 交付金の全額を賃金改善に充てること。かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること。
◆ベースアップ等とは「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。
◆「福祉・介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、その3分の2以上をベースアップ等に充てる必要があります。
◆ベースアップ等に充てた額以外の方は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、交付金の額を上回る賃金改善を行うことが必要です。
◆処遇改善計画書と実績報告書に、「月額賃金改善額の総額」を記載してください。

3. 手続きで苦労した点

松崎： さて、今日参加してもらった4法人、交付金申請は半々です。申請するにしてもしないにしても、手続きで苦労したのはどんなところでしたか。

南波： 時間がないということはありませんでしたが、該当要件はこれまでの処遇改善対応で満たしており、規程への文言追加や理事会審議、職員周知に関しても、そんなに問題はなかったと思っています。規程等も2月の理事会に諮る形としましたが、施行日をさかのぼる形で期限的なところをクリアしました。また江戸川区の指定管理施設があるため、ここについては交付金分の加算をつけることに対しての事前了承が必要でした。

蜷川： 制度について、法人で理解や議論をする時間的余裕が少なかった状態で導入に踏み切ったこと、その状況がそもそも負担でした。また報道で「月額9,000円」の情報が先行していたので、うちでは支給が「9,000円ではないこと」について職員にその説明が必要でした。

長尾： わかばの会は申請していないのですが、ベースアップするための検討時間が作れませんでした。今から考えると職員募集には効果があったかもしれないと思っています。

丹野： 尚道手をつなぐ会も申請はしていないので、どの手続きで苦労とか述べら

れないのですが、もともと手続きのためのマンパワーが不足しているところが、最も苦勞しているところです。

松崎： 皆さんのお話からすると、申請できるかの分岐点は、1つは「法人として対応できる組織を作れているか」、2つ目は「体力はなくても先ずは申請する意欲」ということでしょうか。しかし、そこを以ってこの問題の正否を決める話ではないようです。

さて、特例交付金は10月からは新加算として処遇改善に乗ることとなりました。8月に申請を受付、10月分から支払い（実支払いは12月より）となります。これには乗る方向でしょうか。

南波： 乗ります。

蛭川： 乗りたいと思っています。

長尾： 法人の財政基盤を検討してからにしたい。

丹野： 今は難しい。

4. 制度について思うところ

松崎： 現状は大体わかってきました。法人によってかなりの違いが出ています。ここからは処遇改善の制度に対してもどう思うか、お話いただきたいと思います。

南波： 各制度によって、サビ菅・相談・事務は対象外、経験年数・資格要件、440万以上は対象外、法人裁量による等、複雑な仕組みとなっており、給与事務も按分に苦慮しています。これらをわかりやすく整理した制度の再構築が求められます。

制度自体は、職員の処遇向上とともに利用者サービスの質の向上を目的としており、人件費として職員給与に直接充てなければならず、事務費や事業費に充当されない仕組みとなっているのは評価できます。

ただし、その対象は、原則、直接、福祉・介護現場にかかわる職員となっており、その他の職員が非該当となっています。しかし現場では、事務職や相談支援員、サビ菅であってもチームとして支援にあたっており、いまの制度に則った形で処遇に差をつけることは、非対象となる職種の理解を得づらいものです。

直接処遇の職員の給与が低いのであれば、同職場・同法人傘下で働く事務員や相談支援員、サビ菅も低いと考えるのが当然だと思います。私たちの職場は、直接処遇のみならず、管理職員も含めた様々な職員の連携で動いているわけです。全体的な底上げを目的とした、制度の仕組みづくりを行ってほしいと思います。

また、処遇改善のシステムはとても解りにくく、手続きが面倒です。

蛭川： 給与については法人にとって、職員が退職することなく長く働いてもらう上で重要な要素の1つなので、その支援をしていただけることはありがたいことは事実です。

ただ、書類があまりにも面倒。また、そもそもの毎月の請求額（水準）が現状の職員の維持を考えると足りません。小規模な法人としては、職員が定期的に入れ替わらないと経営が成り立たないのか？ という思いは率直にあります。

長尾： 今回の処遇改善特例交付金については、従来の処遇改善とは別にする意味があったのだろうか？と思います。福祉職の賃金アップなので、もっと素直に賃金アップする制度にして欲しいと思います。申請事務を含め、もっと多くの事業所に支給できるような仕組みを考えて頂きたいものです。

また、特例交付金は有期限という話もあったので、そもそもの法人の財政基盤がしっかりしていなければ継続支給は難しいと判断しました。

丹野： 手続きをしていないため実際のところは分からないのですが、手続きが複雑な印象を受けています。給与に反映させていきたいが、やはり手続きにおいてのマンパワーが不足しているため申請できていないのが現状です。法人の力を付けることが基本ではありますが、まず処遇改善のシステムを分かりやすく使いやすいものにしていただきたいと思います。

まとめ

松崎： 1時間にわたって色々なお話をさせていただきました。ありがとうございました。

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が示された時、「おや、この交付金いつもと違うぞ」と感じたのは、ベースアップを強調されていたところです。世界に比べて日本の給与が上がらない、それをなんとかしたい。その思いが入っているのだろうと思われれます。分からないでもありません。しかしこの程度の金額でその目的が達成されるとは思えず、コロナ禍で頑張っている福祉現場の職員には申し訳程度の内容です。手続き的にも検討時間は短く、法人には負担がかかりました。

なんだか「福祉現場のことも考えていますよ」的に見えてしまったのは私だけでしょうか。もちろん福祉現場のことを考えて、少しでも給与アップと動いていただいた方には感謝しています。

10月には処遇改善に取り込まれますが、処遇改善はいよいよ複雑な制度です。福祉現場で働く人に、その実績に応じてストレートに届く手当にならないのでしょうか。考えたいものです。

そもそも障害福祉業界の平均賃金は統計で29万程度とあり、全産業平均35万と大きな差があります。「福祉業界で働くことを羨ましがられる賃金」を望むのは夢物語なのでしょう。人手不足の中で悩ましい課題です。

そうは言っても「出してもらえるものは、職員のためになれば少しでも貰っておく」というのも法人の務めでもあります。可能であれば申請してほしいと思いますが、そこにはいくつか壁があります。

「法人が力を付けろ」、とよく言われますが、障害福祉を担う法人には小規模でこそ成り立つ法人・事業もあり、事業者の責任だけにできない様々な状況が地域にあります。体力のない法人ほど交付金申請ができないというのが、今回も浮き上がってきた1つの実体です。

福祉現場で働くエッセンシャルワーカーの待遇が改善されるよう、地域法人協議会の中で引き続き協議が必要だと感じました。また処遇改善については全国的な検証が期待されます。（ちなみに、この座談会の後で、全国の最低賃金がアップしました。全国平均31円アップ、東京では時給1,072円となる予定です。）

『手をつなぐ』新規購読募集中

●役立つ情報が満載です

『手をつなぐ』は、知的障害のある人の暮らしに役立つ情報が満載です。知的障害のある人の親・家族をはじめ、福祉・教育・行政関係者などにもご愛読いただき、65年近い歴史を刻んできました。

●最先端の情報をお届けします

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員としてお申し込みいただくと、特典として『手をつなぐ』を毎月お届けします。知的障害のある人の生活に関する問題や福祉施策の最新情報から、全国各地の先進的な取り組み、著名人によるエッセイなど、情報が詰まった『手をつなぐ』をぜひご活用ください。



賛助会費（年間）

4,100円

※賛助会費（年間）は前納制です。月割の支払などはできません。

※年度途中のお申し込みの場合、『手をつなぐ』は該当年度4月号まで遡ってお届けします。単号のみお求めの場合は、（一社）全国手をつなぐ育成会連合会までお問い合わせください。

※年度途中で終了する場合は、原則として賛助会費の返還には応じかねます。

※正会員（都道府県育成会等）を通してお申し込みいただいた場合は、賛助会費（年間）が3,900円となります。その場合、『手をつなぐ』はお申し込みいただいた都道府県育成会等よりお届けします。

《お問い合わせ先》

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会

電話 03-5358-9274

全国の事業所から

ひまわり園

〔社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会〕
（福岡県 福岡市 西区）

福岡市手をつなぐ育成会は、福岡市内の知的障がい児（者）の教育と福祉の向上をはかり、親たちのかかえる多くの悩みを一步一步解決していくため、1974年（昭和49年）4月「福岡市精神薄弱者育成会」を結成し、組織の強化をはかりつつ知的障がい児（者）に関する相談活動、研修会をとおりて関係機関への協力要請等の活動を行ってきました。

1996年（平成8年）には「福岡市手をつなぐ育成会」と名称を変更するとともに組織の拡充をはかってきました。相談活動や各種事業運営をとおりて本人＝保護者＝支援者が一体となり障がい者の自立と社会参加を目指しています。

現在、社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会では、8つの事業を展開しています。その中の私たち「ひまわり園」は1979年（昭和54年）に通所授産施設として開所し、福岡市手をつなぐ育成会のなかでも歴史ある事業所で、現在は就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護の3つの事業を運営し、73名の方が利用されています。

ひまわり園では、パン・菓子製造（就労継続B型）、カフェ（就労移行）、手芸・木工・陶芸（生活介護）の6つの班があり、高工賃と日中活動の充実を目指して取り組んでいます。

パンは主に地域の保育所・



【ひまわり園の外観】



【令和4年度のお中元ギフト】



【木工作品にも取り組んでいます】

幼稚園の給食や高齢者施設・特別支援学校、地域小学校の職員に向けて販売しています。製菓は、地域の保育園関係の入卒園式等のイベント用の贈り物として、またお中元・お歳暮でのギフトとしてご購入いただいています。カフェは、市役所の敷地内にあることもあり、市役所職員の方がランチタイムに利用されることが多いです。手芸・木工・陶芸はひまわり園内にあるショップでの販売をはじめ、セレクトショップでの販売会や他事業所での委託販売等、幅広く商品を知ってもらう機会が多いです。



【セレクトショップでの販売会】

近年のコロナ禍で地域の販売会やバザー等のイベントが中止になり、思うように工賃を上げることが難しい状況です。今後同じ作業を継続して売上げを確保していくことは難しいため、新たな事業展開、商品開発を視野に入れていくことを課題としています。

利用者の余暇活動については、一泊・日帰り旅行や事業所内で行う販売会、バスハイク等様々な行事が年間を通して行っています。この2年間は実施できていない状態で、作業と事業所内のレクリエーションのみでは、楽しみが制限されていました。今年度は少しでも楽しい活動ができるように、班ごとでのグループ外出を実施しました。外出先の昼食場所を貸し切り、買い物は小グループでの活動とし、感染防止を徹底した外出を計画しました。欲しい物を選んで購入することや好きなものをメニューの中から選択することなど、作業が中心となっていた日常から離れて、外出をみなさん楽しまれているように感じました。

今後もコロナと上手に向き合っていきながら、ひまわり園の利用者の方の社会参加を目指すとともに、地域の福祉課題にも目を向け、地域に貢献できる事業所を築いていきたいです。

（社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会
ひまわり園 副施設長 二田 佐知子）

知的障がい児者・自閉症児者の 生サポは 家族の安心を支えます

- 日常生活に関する相談支援
- 就労に関する相談支援
- 権利擁護に関する相談支援

の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、知的障がい児者、自閉症児者のための病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

主な補償内容

病気やケガで入院したとき
入院給付金

賠償責任を負ったとき
個人賠償責任保険金

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

虐待・逮捕・勾留に対応するとき
弁護士費用等補償
※プランによって補償します

病気で死亡したとき
疾病葬祭費用保険金
※プランによって補償します

就労中に他人にケガをさせたり
物を壊してしまったとき
職業従事中事故対応費用補償
※プランによって補償します

※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

●生活サポート総合補償制度の主な特長●

- ▶入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
- ▶全国の団体を通じてのご加入のため、多数割引が適用され、個人加入の場合に比べて保険料が割安です。
- ▶取扱代理店は、知的障がい児者や自閉症児者への保険の販売において、30年以上の実績があります。

生活サポート総合補償制度は…

全国で約149,000人のみなさまにご利用いただいている補償制度です。



AIG損保の普通傷害保険

生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者
株式会社 ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11
新宿三井ビル2号館2F
TEL: 03-5321-3373 FAX: 03-5321-4774
受付時間: 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社
AIG損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>
東京第二プロチャネル営業部
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL: 03-6894-9110
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご入会のお問合せはこちら

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会
連絡先はTEL又はホームページにてご確認ください。
TEL: 03-5577-6351 <http://www.zensapo.jp>
加入窓口は全国の全国知的障害児者生活サポート協会傘下の
各都道府県団体の事務局となります。

2021年12月現在の内容です。(D-005640 2023-03)

病気やケガが絶えない…
成人病や生活習慣病に備えたい…



他人の物を壊してしまった…



このようなお困り事に
心当たりがある方に…



虐待・雇用現場での差別など
人に相談しにくい悩みがある…

障がいのある方とご家族へ



ぜんちの

あんしん保険

少額短期健康総合保険(東京海上)2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

知的障がい・
発達障がい、ダウン症、
てんかんの有る方、
ご家族に

弁護士が
全面的に
サポート

特別支援教育を必要とされている方へ



ぜんちの

こども傷害保険

権利保護賠償付傷害保険 2019年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、
弁護士がサポート



※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

0120-322-150

平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く

URL: <http://www.z-kyosai.com/>



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

【2020年1月作成 19-TC06633】

編集後記

残暑お見舞い申し上げます。

猛暑に豪雨にコロナ第7波と、事業所にとってもご利用者様にとっても、厳しい夏になっています。日々の体調管理や健康管理に気を付けながら、災害への備えもしっかりと準備をしておかなくてはなりません。



一日も早いコロナの収束を願っておりますが、残念ながらしばらくは続いていきそうな状況です。エアコンが欠かせないので窓を閉め切る事が多いかと思いますが、換気が感染対策の要となりますので、扇風機等を上手に活用しながら感染対策をしていければと考えているところでございます。

さて話しは変わりますが、事業所調査書にご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。政策委員として事業所からの声を吸い上げて、提言につなげていければと思います。まだご提出をされていない事業所の方はご協力のほど宜しくお願いします。

まだまだ暑い日が続きますがご自愛くださいませ。

（中国・四国ブロック 岩月 成臣）

全国手をつなぐ事業所協議会ニュース
『ほっとすぺ～す』2022年8月号
(通巻142号)
2022年8月15日発行

【編集・発行】
全国手をつなぐ事業所協議会
岩手県盛岡市下飯岡15地割77-3
TEL 019(613)7200 定価100円

An advertisement for Uchi-da Systemz. The top part shows various office supplies like pens, paper, and a stapler. The main text says: "Uchi-da Systemzの通販をご利用頂ければ、事務用品・衛生用品などが全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会様向けの特別価格でお安くご提供できます！" (If you use Uchi-da Systemz's online shopping, office supplies and hygiene products, etc., can be provided at special prices for member organizations of the National Hand-in-Hand Support Association for Children's Welfare, at lower prices!). There are also icons for "コピー用紙 定期配送サービス" (Copy paper regular delivery service) and "介護用品 定期配送サービス" (Nursing supplies regular delivery service).

もっと便利に！
もっとたくさん！

ポイント①

760万以上の商品を
「事業所協議会の皆
様だけの特別価格」
でご提供します！

ポイント②

最短翌日配送のス
ピードで欲しいものが
直ぐに届く！
※一部、対象外の地域有

ポイント③

請求書を科目や事
業毎に分けることが
出来るので経理業務
が楽に！



ご相談は下記までお問合せ下さい。
株式会社ウチダシステムズ 福祉施設営業部
TEL : 03-3537-0888